

三重県総合文化センター指定管理者選定委員公募要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県総合文化センター指定管理者選定委員(以下「委員」という。)の公募に関する必要事項を定めるものとする。

(委員の公募)

第2条 三重県生活部長及び三重県教育委員会教育長は、必要に応じて委員のうち2名以内の者を公募により決定し委嘱することができる。

(応募者の資格)

第3条 公募による委員(以下「公募委員」という。)に応募しようとする者は、次の各号全てに該当していなければならない。

- (1) 県内に居住、通勤又は通学する者
- (2) 年齢満18歳以上の者(高校生は除く)
- (3) 国及び地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない者
- (4) 総合文化センター指定管理者に応募する法人・団体の役員等利害関係にない者

(公募の方法)

第4条 公募委員に応募しようとする者は、指定された期日までに次の書類を提出するものとする。

- (1) 三重県総合文化センター指定管理者選定委員の応募書(様式1)
- (2) 指定された題目の作文

(選考会議の設置)

第5条 公募委員を選考するために、「三重県総合文化センター指定管理者選定公募委員選考会議」(以下「選考会議」という。)を設置するものとする。

2 選考会議は、次に挙げる職にある者をもって構成する。

- (1) 生活部人権・男女共同参画・文化分野総括室長
- (2) 教育委員会事務局生涯学習分野総括室長
- (3) 生活部男女共同参画室長
- (4) 生活部文化振興室長
- (5) 教育委員会事務局生涯学習室長

3 選考会議には、選考委員長を置き、生活部人権・男女共同参画・文化分野総括室長の職にある者をもって充てる。

4 選考会議は、必要に応じ、選考委員長が招集する。

(公募委員の任期)

第6条 公募委員の任期は、別に定める委員の任期と同じ期間とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、選考会議の議事、その他の運営に関する事項については、必要に応じて、その都度定めるものとする。

附則

この要領は、平成18年4月20日から施行する。

